

平成 2 4 年 度

府 中 市 オ ン ブ ズ パ ー ソ ン
業 務 運 営 状 況 報 告 書

平成 2 5 年 4 月

府 中 市 オ ン ブ ズ パ ー ソ ン

目 次

	ページ
1 報告に当たって -----	1
代表オンブズパーソン 戸井田 哲夫 -----	1
オンブズパーソン 真野 文恵 -----	3
2 運営状況の概要 -----	4
(1) 苦情申立て等の受付状況 -----	4
(2) 苦情申立ての内容 -----	4
(3) 苦情申立ての処理状況 -----	5
(4) 苦情申立ての処理日数の状況 -----	6
(5) オンブズパーソン会議の開催状況 -----	6
(6) その他の活動 -----	7
3 苦情申立ての処理事例 -----	8
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの（2件） -----	8
ア 意見表明したもの（1件） -----	8
イ 市の対応を見守るもの（1件） -----	9
(2) 苦情申立ての趣旨に沿わなかったもの（7件） -----	10
ア 市に不備がなかったもの（6件） -----	10
イ 苦情申立人自身に直接利害関係がないもの（1件） -----	17
(3) 苦情申立てが取り下げられたもの（1件） -----	17
4 参考資料 -----	18
年度別統計表 -----	18

1 報告に当たって

「オンブズパーソンって、一体なに？」

代表オンブズパーソン 戸井田 哲夫

- 1 「オンブズパーソン」と聞いて、「あ、あれか。」とピンと来る市民の方は相当に少ないのではないのでしょうか。実際私も就任するまでは、オンブズパーソンなどには全く縁のない生活をしてきました。

この制度は、平たく言うと「市の行政について」「苦情などがあるとき」「その行政をよりよくするために」、オンブズパーソンに申立てをしてもらい、市から独立した立場にある我々オンブズパーソンが、調査し、意見を述べるなどして、申立人その他の権利利益を守るとともに、行政への理解と信頼を深めるためのものです。

この制度は、どこの市でも必ず採用しているものではなく、この制度の全く存在しない市も相当多数あります。

- 2 現実にオンブズパーソンに就任する方は、全国的にみると、弁護士の方が多ようです。これは、弁護士は人の話を整理して聞くことに職務上慣れていることや、正確な文章を作る作業も日常的にしていること等が理由であると思われます。

私も、虎ノ門の事務所で弁護士を経験した後、府中市役所の近くに平成10年春から法律事務所を開設して、今年で16年目になります。虎ノ門時代は、もう古い話になりますが、日の出町のゴミ処分場に関する事件に、都側の代理人として関与していたことがあり、その時の縁もあって府中市で開業させていただき今日に至っております。

- 3 オンブズパーソンに就任して以来、半年を経過しました。就任して感じていることは、申立てをされる市民の方の多くが、府中市が大好きでこの町をもっとよくしたいと思っていることです。それは、ご自分の利害には直接は関係しない事項が多いことから分かります。これは府中という町が、長い歴史と伝統に育まれた町であって、昨日今日出来た町ではないことにも大きな理由があると思います。

市民の皆様が、「市のこのやり方はよくないのでは…」とか「もっとこうしたら、市民の人みんなによくなるのに…」等と感じられたら、「あ、府中市にはオンブズパーソンの制度があったな！」と思い出していただければ、ありがたいと思います。

確かに現実には、予算の問題があったり、また、市の行政に関して受けた不利益の度合いの問題（利害関係の問題）があったりで、結果として必ずしも申立てをされた市民の方の趣旨に沿えないこともあります。

ただ、行政への理解と信頼を深めて、府中市をもっと好きになることにはなるかと思えます。

ぜひ、何かの機会には、オンブズパーソンのことを思い出してください。

「就任のご挨拶」

オンブズパーソン 真野文恵

府中市のオンブズパーソン制度は、中立・公正な立場で市民の利益や権利を擁護し、市民本位の開かれた市政の実現を目指すことを目的として、平成12年に制定されました。

府中市のように市政全般について、オンブズパーソン制度を制定している自治体はそれほど多くなく、その意味で府中市がオンブズパーソン制度を制定した意義は大きいと思います。

オンブズパーソン制度の専門窓口が、市民の方々の利用しやすい場所に設置され、また、市報やパンフレットでの広報も行われており、市民の方々の利用しやすい工夫がなされています。

私が、昨年10月1日に府中市のオンブズパーソンの委嘱を受けてから、約半年が経過しました。昨年10月から今年3月までの苦情申立件数は7件となっていますが、私の率直な感想としては、まだまだ制度の周知が足りないと感じています。

市民の皆様は、オンブズパーソン制度の存在を知っていただき、利用していただくためには、より一層周知の努力が必要であると思います。

また、オンブズパーソン条例第2条には、「苦情」とは、「自己の利害に係る市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為についての不平又は不満をいう。」と定められており、市民が苦情申し立てをする場合には、申立人自身に利害関係があることが必要となります。つまり、自分の被っている不利益に対する不平、又は不満であることが必要です。

具体的な案件を処理する場合、はたして利害関係があるといえるかどうか、必ずしも明らかでない場合に遭遇することもあり、その場合、どう処理すべきかと悩むこともありますが、ある程度入口を広げて対応し、オンブズパーソンとしての意見を積極的に出していくことが、本制度の趣旨に合致すると考えています。

2 運営状況の概要

(1) 苦情申立て等の受付状況

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの書面による苦情申立ては12件、来訪や電話による苦情相談は33件、問合せは3件、資料請求等は17件で、合計65件となっている。

種別 申立法	苦情関係			問合せ	資料請求			合計
	苦情申立 受付	苦情相談 受付	計		官公庁	個人	計	
来訪	12	19	31	0	0	16	16	47
郵送	0	0	0	0	0	1	1	1
ファクシムル	0	1	1	0	0	0	0	1
電話	0	13	13	3	0	0	0	16
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	12	33	45	3	0	17	17	65

(2) 苦情申立ての内容

ア 平成24年度受付分

受付番号	申立受付年月日	申立ての内容	市の関係機関	処理結果
1	平成24年4月2日	保育所入所の不承諾について	子ども家庭部 保育課	市に不備なし
2	平成24年6月15日	宮城県女川町災害がれき受入れの無効について	環境安全部 ごみ減量推進課	申立人に直接の利害関係なし
3	平成24年7月17日	障害基礎年金申請の取消しについて	市民生活部 保険年金課	市に不備なし
4	平成24年7月23日	個人情報の漏えいについて	税務管財部 契約課	市に不備なし
5	平成24年9月10日	教育センターの対応について	教指 育導課	市に不備なし
6	平成24年10月15日	宿泊施設の助成と市の担当者の対応について	市民生活部 住宅勤労課	調査中に改善意見表明
7	平成24年11月19日	公園用地の利用について	都市整備部 公園緑地課	取下げ

受付番号	申立受付年月日	申立ての内容	市の関係機関	処理結果
8	平成25年1月15日	違法駐車に対する市の対応について	教 育 部 課 総 務 課	市の対応を見守る
9	平成25年1月21日	高齢者等専用駐輪場の設置について	文化スポーツ部 文化振興課	市に不備なし
10	平成25年2月12日	道路使用に対する市の対応について	都 市 整 備 部 課 管 理 課	市に不備なし
11	平成25年3月18日	固定資産税課税誤りに対する市の対応について	税 務 管 財 部 課 資 産 税 課	調査継続中
12	平成25年3月25日	設計変更に伴う経費について	教 育 部 課 総 務 課	調査継続中

イ 平成23年度からの調査継続分

受付番号	申立受付年月日	申立ての内容	市の関係機関	処理結果
17	平成24年3月26日	高額介護合算療養費等の支給について	市 民 生 活 部 課 保 險 年 金 課	市に不備なし

(3) 苦情申立ての処理状況

平成24年度の受付分は12件あり、取り下げられたものが1件、調査継続中のものが2件、その他9件は全て調査を終了し、その結果を申立人に通知した。そのうち、苦情申立ての趣旨に沿って処理したものは2件で、処理内容の内訳は、意見表明したものが1件、その他のもの（市の対応を見守るもの）が1件となっている。

苦情申立ての趣旨に沿わなかったものは7件で、処理内容の内訳は、市に不備がなかったもの6件、苦情申立人自身に直接利害関係がないもの1件となっている。

また、平成23年度からの調査継続分は1件で、市に不備がなかったものとして終了している。

行政組織別の苦情申立て受付件数は、税務管財部2件、市民生活部2件、文化スポーツ部1件、子ども家庭部1件、環境安全部1件、都市整備部2件、教育部3件となっている。

処 理 区 分	件数
苦情申立受付件数	12
1 苦情申立人に結果通知等したもの	9
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	2
ア 意見表明したもの	1
イ 勧告したもの	0
ウ 提言したもの	0
エ その他のもの	1
(2) 苦情申立ての趣旨に沿わなかったもの	7
ア 市に不備がなかったもの	6
イ 所管外のもの	0
ウ その他のもの	0
(ア) 苦情申立人自身に直接利害関係がないもの	1
(イ) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	0
(ウ) 虚偽その他正当な理由がないもの	0
(エ) 調査することが相当でないもの	0
2 苦情申立てが取り下げられたもの	1
3 調査継続中のもの	2

(4) 苦情申立ての処理日数の状況

受理した苦情申立ての処理日数の最短は15日間、最長は52日間、平均処理日数は29.6日間であった。

(5) オンブズパーソン会議の開催状況

オンブズパーソンと事務局職員により、オンブズパーソンの職務執行に関する重要事項について協議するため、毎月、オンブズパーソン会議を開催した。協議事項及び開催状況は次のとおりである。

ア 協議事項

- (ア) 府中市オンブズパーソン業務運営状況報告書について
- (イ) 平成24年度月別苦情申立受付状況及び処理状況について
- (ウ) オンブズパーソンの意見交換について

(d) オンブズパーソンの出張相談について

(e) その他

イ 定例会開催状況

開催年	開催月日	開催年	開催月日
平成24年	① 4月16日(月)	平成24年	⑦ 10月29日(月)
	② 5月21日(月)		⑧ 11月19日(月)
	③ 6月18日(月)		⑨ 12月17日(月)
	④ 7月17日(火)	平成25年	⑩ 1月21日(月)
	⑤ 8月20日(月)		⑪ 2月25日(月)
	⑥ 9月18日(火)		⑫ 3月25日(月)

(6) その他の活動

ア オンブズパーソンの出張相談

オンブズパーソン制度のより一層の周知と市民の利便性を図ることを目的として、片町文化センターと中央文化センターで出張相談を実施した。

イ 第14回全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会

平成24年11月14日に総務省主催による「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」が開催され、戸井田代表オンブパーソンが参加し、全国27自治体オンブズマンとの意見交換等を行った。

3 苦情申立ての処理事例

(II) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの

ア 意見表明したもの

受付第6号	宿泊施設の助成と市の担当者の対応について
対象機関	市長（市民生活部 住宅勤労課 政策総務部 政策課）
苦情申立ての趣旨	<p>申立人は、「ゆったりリゾートこころの旅」の申請をしたが、住民登録をしていないため当該事業の対象外との説明があった。事情により住民登録をしていないが、府中市から国民健康保険証の発行をしてもらい、他のサービスも受けているので、考慮してもらいたい。また、市の担当者から「不正な人は厳しくチェックしている」といわれ不快な思いをした。</p>
調査結果及び意見表明の要旨	<p>オンブズパーソンの調査と並行し、担当課において、本事例を当該事業の対象とする改善がされ、窓口対応について本人におわびがされたため、調査を終了した。</p> <p>オンブズパーソンは、本事例を全庁的に検討すべきことと考え、住民登録等を条件とする事業を実施している所管課において、制度運用として事情を考慮することが可能かを速やかに検討すること、さらに、窓口対応として接遇向上に努め制度等の説明を丁寧にすることを要望した。</p>
是正等の措置状況	<p>市から次のとおり措置状況の報告があった。</p> <p>それぞれの事業において、どの事業であれば住民登録をしている市民と同等の取扱いを行うことが可能かについては、その事業の性質を鑑みて個別に検討する必要がある。そのため、各所管課に対し、申請者の置かれている事情と事業の趣旨との双方をよく考慮しながら、市民と同等の取扱いを行うよう周知徹底する。</p> <p>また、窓口対応については、研修などあらゆる機会を通じて、改めて指導を徹底する。</p>
処理日数	24日

イ 市の対応を見守るもの

受付第8号	違法駐車に対する市の対応について
対象機関	教育委員会（教育部 総務課） 市長（文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課）
苦情申立ての趣旨	申立人は、府中市立府中第七中学校西側通路に市の施設利用者が違法駐車していることについて、再三市に対策を申し出ているが、一向に対応をしてもらえず通行するに当たり危険を感じている。
調査結果の要旨	当該通路は公道で、施設利用団体には、活動に必要な荷物運搬に要する車のみを認め、学校敷地内に駐車するよう指導している。また、校門の鍵を持っていない利用団体が通路に駐車した例があったため、ルールを徹底し鍵を渡すこととした。 利用団体以外の駐車もあると考えられ、目的を一台ずつ確認することは難しいが、現場の状況を確認し、違法駐車している団体に対して車の利用方法とルールの徹底を図る。
対応及び意見	オンブズパーソンは、申立てに基づき調査をした結果、違法駐車の実態が事実があった時点から、それに対する指導・注意等が必ずしも時宜を得たものになっていなかったきらいがあり、また、違法駐車の実態を現認する機会がこれまでほとんどなかったことに問題の根があったとの心証がある。 今回、担当課から「現場の状況を確認する」との回答を得たため、今後、次第に減少していくことを期待するとともに、担当課の積極的な取組を要望し、市の対応を見守るものとした。
処理日数	51日

(2) 苦情申立ての趣旨に沿わなかったもの

ア 市に不備がなかったもの

受付第1号	保育所入所の不承諾について
対象機関	市長（子ども家庭部 保育課）
苦情申立ての趣旨	<p>申立人は、保育所入所の申込みをしたが、入所不承諾の決定がされた。不承諾通知には具体的な説明がなく、対策を採るには時期が遅すぎるため、情報提供を丁寧にするべきである。</p> <p>また、保育所配置の地域による偏りが改善されておらず、認可外保育所利用者への経済的負担等への補償もない。</p>
調査結果の要旨	<p>審査時と入所時とで家庭の状況が変わったり、転出入者の申込みが間に合わなくなったりするなどの問題があるため、現行の入所選考の日程を前倒しすることは難しく、近隣市においても同時期となっている。今後もホームページでの情報提供や市内各施設で様々な情報が掲載された「保育所入所申込みのしおり」を配布するとともに、入所申込時に、市の入所待機の状況や認可外保育施設についても案内していく。</p> <p>また、待機児童の解消のため、府中市次世代育成支援行動計画を基に、地域毎の状況を分析しながら、保育所の新設等を行っている。</p> <p>認証保育所等を利用される場合には、保育料負担を軽減するため補助をしている。</p>
対応及び意見	<p>オンブズパーソンは、申立てに基づき調査をした結果、通知の時期は現状が適当であり、情報提供は十分とは言い切れないが、それなりの水準に達していると考えます。</p> <p>保育所が充足していないのは事実であるが、順次、地域毎に保育所の整備や定員の拡充がされるとともに、認証保育所の施設整備、利用者への保育料補助などがなされ、従来の保育制度よりは改善されてきており、市の対応はやむを得ないものと判断した。</p>
処理日数	23日

受付第3号	障害基礎年金申請の取消しについて
対象機関	市長（市民生活部 保険年金課）
苦情申立ての趣旨	<p>申立人は、将来の備えとして国民年金基金（以下「基金という。」）に加入していたが、障害基礎年金の申請をし、受給を開始したところ、基金の資格喪失届が届いた。障害基礎年金の申請時に基金が資格喪失になるとの説明がなく、国民年金保険料免除の取消しを求めたが、応じてもらえなかった。</p>
調査結果の要旨	<p>基金は、国民年金に上乘せするために設けられているもので、国民年金第1号被保険者で保険料を納めている方が加入できる。したがって、障害基礎年金の受給者となった場合には、国民年金保険料が法定免除となることから、基金には加入できない。</p> <p>基金の相談や加入は、市ではなく東京都国民年金基金で対応しており、基金加入時に、保険料が免除になった場合、脱退となる説明をしている。</p> <p>また、市では、障害基礎年金の申請時に保険料免除の申出を受付し、認定されると保険料が免除になる説明をしている。</p>
対応及び意見	<p>オンブズパーソンは、申立てに基づき調査をした結果、障害基礎年金申請時に、基金の資格喪失について説明を受けていなかったことは認められるが、基金加入の有無は、申請者からの自己申告がない限り知り得ず、基金の資格喪失について教示しなかった市の対応が不適切であったとはいえないものと判断した。</p> <p>今後は、市において一言注意喚起をする等のきめ細かな配慮を望む。</p>
処理日数	52日

受付第4号	個人情報の漏えいについて
対象機関	市長（税務管財部 契約課）
苦情申立ての趣旨	申立人は、市と契約している業者の業務の改善について、意見や要望を伝えたところ、職員から当該業者に申立人の氏名や要望内容を伝えたのとの発言があった。これは、個人情報の漏えいに当たる。
調査結果の要旨	申立てのような発言が確認できず、業者に対する個人情報の教示の事実は認められなかった。
対応及び意見	オンブズパーソンは、申立てに基づき調査をした結果、申立ての事実は確認できないため、職員の行為に意見を述べる必要はないものとする。
処理日数	30日

受付第5号	教育センターの対応について
対象機関	教育委員会（教育部 指導室）
苦情申立ての趣旨	<p>申立人は、教育センターに相談をしたところ、相談員の返答に不信感を感じたため、文書による説明と謝罪を求めたところ、教育センターからではなく、スクールソーシャルワーカー個人からの手紙や電話のみの対応となっており、疑問を感じる。</p>
調査結果の要旨	<p>最初の電話相談では、申立人から教育センターに、今後の学校などとの対応について相談の要望があり、教育相談の流れを説明したが、納得していただけないようだったので、併せて被害者側の心理の受け止めに関する専門機関を紹介した。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーが当該児童に関わりを持っており、組織上の承認を得て、スクールソーシャルワーカーより手紙を出したり、学校を通して電話をしている。</p> <p>申立人と教育センターとの間に行き違いがあったと思われるので、担当者会議を開き、今後このようなことがないよう確認するとともに、引き続き支援をしていく。</p>
対応及び意見	<p>オンブズパーソンは、申立てに基づき調査をした結果、申立人にとって結果的に不十分なところが出てきているものの、教育センター関係者は、子どものために良かれと思い動いており、教育委員会の対応はやむを得ないものと判断した。</p> <p>しかし、相談員は様々な相談を受け止めることが期待されるので、対応技術を改善していくことが望まれる。</p>
処理日数	15日

受付第9号	高齢者等専用駐輪場の設置について
対象機関	市長（文化スポーツ部 文化振興課）
苦情申立ての趣旨	<p>申立人は、ルミエール府中を利用する際、平場の自転車駐輪場が満車のときは、ラックが設置されている自転車駐輪場か、離れたところの自転車駐輪場を使用している。オートバイ専用駐車場となっている場所を、高齢者・障害者専用自転車駐輪場としてもらいたい。</p>
調査結果の要旨	<p>施設建設当初、自転車駐輪場にラックを配置したが、利用者の要望により、西側自転車駐輪場のラックを撤去し、東側自転車駐輪場を低いラックのみにした。また、開館時にはオートバイ置場がなかったため、東側自転車駐輪場の一部分をオートバイ置場に変更した。また、平成20年3月から東側に第2自転車置場を設けている。</p> <p>現在のオートバイ置場を高齢者・障害者優先（専用）の場所にするには、オートバイ置場を東側の第2自転車置場の一部に移設するしかないが、それにより自転車利用者や子どもとの接触事故等の危険性が高まることが懸念される。</p> <p>ルミエール府中は、高齢者の利用も多く、高齢者優先の運用をするには、相当数のスペースを必要とするとともに、高齢者とそれ以外とを区分することは困難である。障害者優先（専用）スペースは、車いすのマークを付し確保しているが、自転車も利用できるよう表示方法の見直しを行い、周知に努める。</p>
対応及び意見	<p>オンブズパーソンは、申立てに基づき調査をした結果、申立人等の高齢者が受ける不利益は限定的であり、限られたスペースの中で利用者の安全を確保しながら自転車駐輪場とオートバイ置場の適切かつ公平な運用を行う必要があることから、市の対応はやむを得ないものと判断した。</p> <p>また、市が障害者優先（専用）スペースの表示方法を見直し周知に努めることは評価する。</p>
処理日数	30日

受付第 10 号	道路使用に対する市の対応について
対象機関	市長（都市整備部 管理課）
苦情申立ての趣旨	申立人は、道路上に商店の商品が置かれ、幅員が狭くなり、通行に危険もあるため、市に対し再三改善の申し出をしているが、一向に進展もなく説明もない。
調査結果の要旨	<p>当該地域については、一部商品が道路上に越境している状況にあることから、府中警察署と連携し、市の道路であることを明確に示し、商品や看板を置かないよう指導した。ただし、指導の公平性の観点から、この地域のみ越境物について強制撤去するなどの特別な対応はできない。</p> <p>府中駅の表玄関として、ふさわしい景観づくりは、周辺商店の協力なくしてはできないため、府中警察署と市の連名の文書を配布するなど、引き続き連携し、安全・安心なまちづくりを目指していく。</p>
対応及び意見	<p>オンブズパーソンは、申立てに基づき調査をした結果、市としてもこうした状況は以前から認識して注意しており、問題の店舗のみならず、他の店舗にも同様の指導をしなければならぬとの担当課の認識は妥当なことと考える。</p> <p>長年継続しているこの問題を漸次適正な方法に向けるには、指導されるべき対象が「店舗」で、その経営者や従業員の生計の手段を得るためのものであることを考慮すると、行政の取るべき方策として、地道な取組を着実にやっていくことは、やむを得ないものと判断した。</p>
処理日数	23日

受付第 17 号	高額介護合算療養費等の支給について (平成 23 年度からの調査継続分)
対象機関	市長 (市民生活部 保険年金課)
苦情申立て の趣旨	申立人は、高額介護合算療養費・高額医療合算介護 (予防) サービス費の支給申請をしたところ、2 年の申請期間が経過しているため、支給されなかった。申請書には申請期間の記載もなく、相当期間申請がない場合、注意喚起のため再通知をすべきである。
調査結果の 要旨	市は申請書類の届出窓口となっているが、支給申請書の送付等は、制度の実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合 (以下「広域連合」) が行っている。広域連合から未申請者に対しての再通知は行われていない。 また、本件は、広域連合からのお知らせの通知の翌日から起算して 2 年経過しているため時効となる。
対応及び 意見	オンブズパーソンは、申立てに基づき調査をした結果、本事業は広域連合と市との分業で行われており、申請書の送付に市は関与していないことになるため、申請書等にこの申請期間のことが記載されていなくても、広域連合の判断によるものであると考える。 申請書の送付先も、申立人の住所に設定されており、高齢の本人に代わって関係書類を管理しているものと認められ、時効の成立の判断を左右すべき事由は見当たらないため、市の対応は問題ないものと判断した。
処理日数	24 日

イ 苦情申立人自身に直接利害関係がないもの

受付第2号	宮城県女川町災害がれき受入れの無効について
対象機関	市長（環境安全部 ごみ減量推進課）
苦情申立ての趣旨	「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく、宮城県女川町の災害がれきの受入れについて、同法は焼却を義務付けておらず、焼却を目的とした受入れは地方自治法違反に当たるため、本件に関する行政の処理は全て無効である。
対応及び意見	オンブズパーソンは、申立ての趣旨が法解釈であり、申立人に具体的かつ直接間接の利害関係を有するとは解されないものと判断した。 よって、府中市オンブズパーソン条例第12条により調査しないこととし、その旨を申立人に通知した。
処理日数	26日

(3) 苦情申立てが取り下げられたもの

受付第7号	公園用地の利用について
対象機関	市長（都市整備部 公園緑地課）
苦情申立ての趣旨	申立人の土地の隣接地は、市がJRから公園として借り受けているが、当該地は植栽地として整備されている。公園として利用されていないので、第三者が借りられるように、借地の契約を一部解除してもらいたい。
申立て取下げの経緯	オンブズパーソンは、この申立てを受理したが、その後、申立てが取り下げられたので、調査を中止した。
処理日数	22日

4 参考資料

年度別統計表

(単位：件)

区分	年度別											累計	
	平成 12～15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度			
1 苦情申立書受理件数	41	13	12	15	9	11	12	18	17	12		160	
[受理後の処理状況(※)]	前年 継続	当年	当年	当年	当年	当年	当年	当年	当年	当年	前年 継続	当年	158
2 苦情申立人に結果通知等したもの	3	37	13	11	14	9	11	11	17	14	1	9	150
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	2	15	5	2	4	4	2	0	2	1	0	2	39
ア 意見表明したもの	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
イ 勧告したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウ 提言したもの	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
エ その他のもの	0	14	5	2	4	4	2	0	2	1	0	1	35
(2) 苦情申立ての趣旨に沿わなかったもの	1	22	8	9	10	5	9	11	15	13	1	7	111
ア 行政に不備がなかったもの	1	18	6	8	8	5	8	7	12	11	1	6	91
イ 所管外のもの	0	4	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	6
ウ その他のもの	0	0	2	1	1	0	1	4	2	2	0	1	14
(ア) 苦情申立人自身に直接利害 関係がないもの	0	0	2	1	1	0	1	1	1	1	0	1	9
(イ) 苦情に係る事実のあった日 から1年経過しているもの	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
(ウ) 虚偽その他正当な理由がな いもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(エ) 調査することが相当でない もの	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
3 苦情申立てが取り下げられたもの	0	1	0	1	1	0	0	1	1	2	0	1	8
4 調査継続中となったもの	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	6

※ 受理後の処理状況158件は、平成24年度継続調査2件を除く。